

経済財政改革の基本方針 2008(抜粋)

平成 20 年 6 月 27 日
閣 議 決 定

第2章 成長力の強化**2. 地域活性化****(1) 地方再生****【具体的手段】****(1) 地域活性化の支援**

- ・ 地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設する。
- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。